

## 白井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の概要

項目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
1 放課後児童支援員（資格を有する者）の資格 《国の基準に従うべきもの》	放課後児童支援員は、次の資格を有するもので、都道府県が行う研修を修了した者とする事。 ①保育士 ②社会福祉士 ③教員免許を有する者 ④高等学校等を卒業した者で、2年以上児童福祉事業又は放課後児童健全育成事業類似した事業に従事した者など	第10条 第3項	国の基準と同様とします。
2 職員数（放課後児童支援員と補助員の合計数） 《国の基準に従うべきもの》	「放課後児童支援員」と「補助員（資格を有しない者）」の合計した職員の合計数は、1クラスにつき2人以上とする。 ただし、そのうち1人は、資格を有する放課後児童支援員を配置すること。	第10条 第2項	国の基準と同様とします。
3 1クラスの児童数 《国の基準を参考に定めるもの》	1クラスの児童数は、おおむね40人以下とすること。	第10条 第4項	国の基準と同様とします。

項 目	国の示す基準の内容		本市の条例案
	主な内容	厚生労働省令条文	
4 施設・設備 《国の基準を参考に定めるもの》	①専用の施設又はスペースを確保すること。 ②専用の施設又はスペースの面積は、児童1人につきおおむね1.65㎡以上とすること。 ③児童の体調が悪いときなどに休息できる静養スペースを確保すること。	第9条	国の基準と同様とします。
5 開所日数 《国の基準を参考に定めるもの》	開所日数は、年間250日以上を原則とすること。	第18条 第2項	現行基準（市要綱）とします。
6 開所時間 《国の基準を参考に定めるもの》	開所時間は、授業のあるときは1日につき3時間以上、授業のないときは1日につき8時間以上とすること。	第18条 第1項	現行基準（市要綱）とします。
7 その他の基準 《国の基準を参考に定めるもの》	①非常災害対策の実施に関すること。 ②職員による虐待等の禁止に関すること。 ③職員の秘密保持に関すること。 ④保護者との連携等に関すること。 ⑤事故発生時の対応に関すること。 など	第6条 第12条 第16条 第19条 第21条	国の基準と同様とします。